チリ内政・外交（２０１４年６月）

**１．概要**

（１）内政面では，バチェレ政権発足後１００日が経ったのを受けて公約達成の進捗状況を発表したほか，先住民関連政策や教育改革に関する新たな取り組みが発表された。

（２）外交面では，バチェレ大統領が米国やブラジルを訪問し，太平洋同盟首脳会合に出席した他，ボリビアとの「海への出口」問題が注目された。

（３）６月３日発表のAdimark GfK社調査による５月のバチェレ新大統領の支持率は５８％，不支持率は３２％となった。

**２．内政**

**（１）バチェレ政権発足「１００日の成果」**

１８日，バチェレ大統領は，政権発足後１００日以内に実現すると公約した５６の政策につき，進捗状況を発表した。それによると，全体の９１％にあたる５１の政策（保育施設の増設，地方における大学の新設，緊急医療センターの増設や医師追加採用等の保健分野での政策，国家警察の増員等の治安対策，国家緑地計画の推進，首都圏での地下鉄でのアクセス向上，３０のスポーツ施設の増設，零細漁民基金への支援,エネルギー計画の策定,税制改革等）が実行された。未実行の残りの９％は先住民関連が主で，関係者の同意を前もって得る必要があるために実行に移すのが遅れている。

**（２）先住民関連政策（バチェレ政権による先住民関連政策の方針発表**

２４日，バチェレ大統領は政府の先住民政策に関する今後の方針を発表した。同発表において，先住民マプチェ族が多く居住する南部アラウカニア州での問題についての言及はなかったものの，マプチェ族と地域住民らとの対立が続く中で政府がどのように先住民政策を進めていくのか注目が集まっている。同方針の概要は以下のとおり。

（ア）先住民関係省（Ministerio de Asuntos Indigenas）及び先住民会議（Consejo de los Pueblos Indigenas，政府との協議等を行う先住民の代表機関）の創設。（イ）先住民による政治参加の促進（先住民族出身の議員選出）

（ウ）先住民居住区の発展のための法律制定

（エ）政府による先住民のための土地購入及び分配の一層の促進。

（ア）～（エ）の他，バチェレ大統領は，先住民居住地域における教育，保健，インフラ整備等の具体的な政策について近日中に発表すると述べた。

**（３）教育改革**

バチェレ大統領は２６日，公教育の強化のための新たな取り組みを発表した。教育の質を上げるための即効薬として発表されたこれらの取り組みには，３０億ドルの予算が充てられた。中心となるのは「公教育強化のための多次元(Multidimensional)投資計画」で，これにより，質の高い教育を保障するための新たな基準が設けられる。同計画は大きく３つの流れで構成されており，第一の流れは初等教育におけるタブレットの導入など，教育におけるイノベーション・技術の導入推進，第二は先般の悪天候で被害を受けた教室の修復を始めとする公教育のインフラ強化，第三は教員の育成プログラムの強化やメンター制度の導入等，教員の質を向上させる取り組みである。

**３．外交**

**（１）バチェレ大統領の米国訪問**

ア　バチェレ大統領とオバマ米大統領の首脳会談

３０日，米国を公式訪問中のバチェレ大統領はホワイトハウスにてオバマ米大統領と会談した。両首脳は両国の関係が緊密で強固である点を確認した。また，バチェレ大統領は二国間の幅広い分野における協力関係を強調し，教育，貿易，社会，エネルギー，科学技術分野においては今後さらに協力を深めていくことができると述べた。経済関係について，バチェレ大統領は，米国はチリにとって最も重要な投資家であり，今後もそうあり続けることを望んでいると述べた。また，オバマ大統領は，バチェレ政権がTPPに関する立場につき質したところ，バチェレ大統領は，「多くを要求する高い水準の協定の一員となる覚悟はあるが，その際は全ての参加国が同水準まで基準を引き上げるものと理解している」と述べた。南米地域情勢について，バチェレ大統領はアルゼンチンの残存債務問題を取り上げ，中南米地域への影響を懸念している旨述べた。対ボリビア「海への出口」問題に関しては，オバマ大統領には友好国として「全てを説明した」とした上で，「チリが決断する事項については，相手国に直ちに連絡する」と付け加え，チリが本件に関する国際司法裁判所（ICJ）の管轄権を承認しない可能性もほのめかした。

イ　バチェレ大統領の米国訪問に関するムニョス外相の総括

バチェレ大統領の米国訪問に同行したムニョス外相は，同訪問につき，全体としてポジティブな評価ができると述べ，ＴＰＰ交渉の進捗状況については，「バチェレ大統領はＴＰＰ交渉には誠実に建設的に参加するが，例えば我々にとって重要なテーマである知的財産権などに関し，国や企業，市民社会の利益も守っていくというチリの立場を説明した。米国からは良い反応を得ることができたと思う。」と述べた。公式訪問はオバマ大統領との二国間会談に始まり，ブルッキングス研究所及び米国商工会議所でのスピーチ，キム世銀総裁やラガルドＩＭＦ事務理事との懇談，そして最後に米州機構（ＯＥＡ）理事会におけるスピーチで締めくくられた。

**（２）対ボリビア「海への出口」問題**

ア　第４４回米州機構総会におけるムニョス外相の発言

４日，パラグアイで開催された第４４回米州機構総会において外相会合が実施され，チョケワンカ・ボリビア外相が，議題案に含まれていなかった「海への出口」問題に言及した。これに対しムニョス外相は，「チリは，ボリビアを含む全ての近隣国と共に協力・統合分野のテーマについて話し合う準備が常にある。しかし，それは既存の条約を全面的に尊重しながら行われるべきことである。チリ・ボリビア間には，１９０４年の平和・友好条約が存在し，これは完全に有効である。そのため，二国間の領土問題は明白な形で解決済みである」と述べた。さらに，ムニョス外相は演説において，「１９０４年条約では，ボリビアに対してチリの港湾及び領土にアクセスする権利を与えており，この合意に基づき，ボリビアは（右権利を行使する場所として）アリカ及びアントファガスタを選んだ。これは，ボリビアの全ての商船に適用される。ボリビアは，他の内陸国のいずれも有さない保障をもっている。その保障は，（港湾付近での事業を行う）チリ企業が有するものより優れている」と述べた。

イ　チリ側立場につき説明した文書の発表

２４日，ムニョス外相はチリ外務省により作成された文書「チリ，そしてボリビアによる海への希求：神話と現実（Chile y la aspiración marítima boliviana. Mito y realidad）」を発表した。同文書では，１９０４年に締結された平和・友好条約により，チリはボリビアに対し，海上貿易のためにチリ側領土を自由に通行し，チリの港湾を利用することを永続的に認めていることが強調されている。同様に，税関の利用や，港湾倉庫を使用する際の料金の優遇，円滑に利用できるようにするための便益の提供，税金の免除，チリがボリビアに利用を認めている港湾につながるルートでの自由な移動等，１９０４年条約には規定されていない便益も含めて説明されている。なお，同文書は西語・英語・仏語で作成され，チリの全在外公館に配布されるほか，国会議員らによる外国訪問や，チリが国際会議に参加する際などにも配布される。

**（３）太平洋同盟**

ア　バチェレ大統領の第９回首脳会議への出席

２０日，バチェレ大統領は太平洋同盟首脳会合に出席した。同大統領は，チリの市場開放政策の根幹を担ってきた多様な国・地域との貿易協定を強調し，「太平洋同盟が合意に達した（関税撤廃等の）取決めは賞賛に値するものであり，チリはそれを地域統合プロセスの前進として見ている」と述べる一方で，大きな課題として，「中南米とアジアという太平洋を挟んだ二つの地域を結びつけること」を挙げた。なお，同会合では関税撤廃，原産地規則，貿易のための統一窓口の設置，貿易の円滑化及び税関協力，電子証明書といった規定に関する合意がなされた。また，太平洋同盟加盟国以外のラ米諸国との関係については，「太平洋同盟とメルコスールの違いを超えて，太平洋と大西洋が協力していくことは可能であり，必要でもある」と発言した。さらにチリは，太平洋同盟及びメルコスール加盟国の研究者，企業家，政府高官らによるセミナーを本年９月に開催することを提案した。

イ　ムニョス外相の外相会合出席

ムニョス外相は太平洋同盟外相会合に出席し，加盟４カ国間の１８－３０歳の国民に対するワーキング・ホリデー制度創設のための合意文書に署名した。同制度は本年８月から開始され，各国とも年間３００人に対し同制度に参加するための査証（最大１年まで有効）を発行する予定である。また同会合では，２０１１年に設立され，すでにチリ，ペルー及びコロンビアが参加しているラテンアメリカ統合市場（ＭＩＬＡ）へのメキシコの加盟が発表され，４カ国の証券市場が統合されることとなった。

**（４）ムニョス外相のロイサガ・パラグアイ外相及びペルー外相との会談**

ムニョス外相は３－５日に開催された米州機構（ＯＡＳ）総会に出席するためパラグアイを訪問し，ロイサガ・パラグアイ外相，リバス・ペルー外相らと会談した。

ア　ロイサガ・パラグアイ外相との会談

両大臣は，先般メキシコにて行われた太平洋同盟閣僚会合でムニョス外相が行った，太平洋同盟とメルコスールの対話を促進するという提案につき協議した。またムニョス外相は，太平洋同盟及びメルコスールの外務大臣並びに貿易大臣により，７月末にコロンビアで対話会合が開催される可能性があると述べた。

さらにムニョス外相は，パラグアイの輸出入品がチリの港湾を無関税で通過できるよう，チリ北部アントファガスタ港にフリーゾーンを設けるという計画を再度促進することを提言した。これは２００４年にパラグアイを公式訪問したラゴス元大統領により提言されたものの，未だに実現していない。これに対し，ロイサガ・パラグアイ外相は，「（内陸国である）パラグアイから国際市場へのより迅速なアクセスを獲得するために，パラグアイとチリの間でのコネクティビティを高める必要がある」と発言した。

イ　リバス・ペルー外相との会談

両国は，共通の関心事項について協議するため，次官級による政策対話のための委員会を創設することに合意した。また，ＩＣＪでのチリ・ペルー領海境界線画定裁判の判決の履行に関し，リバス・ペルー外相は，判決に従いペルーの国内法を整備するため，２つの法案が準備されており，右は議会に提出される予定であると述べた。さらに，具体的な日程は未定であるものの，両国の外務大臣と国防大臣による「２＋２会合」を再度開催することについても合意された。

**（５）バチェレ大統領のブラジル訪問**

１２日，バチェレ大統領はブラジルを公式訪問し，ルセーフ伯大統領と会談した。バチェレ大統領は，「今次会合の意義は，政治，経済，貿易，文化，防衛，エネルギー，科学技術といったあらゆる分野で両国関係を強化していくことにつき合意できたことである」と述べた。会談の中で両首脳は，チリが太平洋同盟において果たす役割についても言及し，大西洋地域やメルコスールとの協力の可能性についても検討した。また，会合では，ＳＯＦＯＦＡ（製造業振興協会）とブラジル国家工業連合による共同声明の署名があり，バチェレ大統領は，「今後も輸出及び投資の促進に向けた取組みを続けていくことを合意した」と述べた。さらに，バチェレ大統領に同行したムニョス外相はフィゲイレド伯外相と共に，「両国の軍事独裁政権下で起こった人権に対する深刻な暴力を解明するための文書交換に関する覚書」に署名した。

**（６）ムニョス外相によるＧ７７会合の出席**

１４－１５日，ムニョス外相はボリビアで開催されたＧ７７会合に出席した。会合のテーマは「より良く生きるための新たな世界秩序」で，会合で演説を行ったエリサルデ内閣官房長官は，「国際社会，特に高所得国に対し，世界的な経済危機と公平な統治の欠如により悪影響を受けている国の発展のために共に取組んでいく姿勢を忘れないよう呼びかけたい。Ｇ７７を形成する７７カ国，及び中国は，これらの国々の発展のための取組みを国連の活動の柱として維持しなければならない」と述べた。また，「チリは多くのラ米諸国と同様，中所得国となったが，格差の是正及び，質が高く営利目的が排除された教育の実現という挑戦を今後も続けていく」と述べた。

**（７）ムニョス外相とケリー米国務長官の会談**

１６日，ムニョス外相は米国で開催中の海洋会議"Our Ocean"に出席するため訪米し，会議終了後にケリー国務長官と会談した。会談では，両国にとって共通の関心事項であるＴＰＰ交渉，ビザ免除プログラム，チリ・カリフォルニア・プログラム（カリフォルニア州とチリに学ぶ学生のための交換留学協定等を含んだ学術交流プログラム）等につき協議した。会談後ムニョス外相は，「長い海岸線をもつチリのような国にとっては，海洋問題は非常に重要である。今後チリは，気候変動を防止し，海洋をはじめとする環境の保護に尽力することを堅く約束する」と述べた。ケリー国務長官は，米国にとってチリは主要な貿易相手国であることを強調しながら両国関係を評価した。また，「チリは民主主義体制の下，健全な経済政策を推進しており，あらゆる方法でグローバル社会に貢献することができる。また本年，米チリＦＴＡ締結から１０周年を迎えるほか，オバマ大統領の方針に従い交換留学プログラムの促進にも積極的に取り組んでいる。米国にとっても，国内の治安維持やテロとの闘い，環境保護といった課題に対してチリの支援を得られることを嬉しく思う」と述べた。

**（８）「国連公海漁業協定」の署名**

１０日，ムニョス外相は１９９５年の国連公海漁業協定への署名を発表した。同協定は公海における両魚類資源の保存及び管理のための一般原則について定めたもので，ムニョス外相は，バチェレ政権の進める政策の中で環境に関するテーマは重要な位置を占めており，公海の環境保全や持続可能な管理に関する外交ツールにおいても前進している，と述べた。これにより，チリ海軍等の機関は公海の管理・監視機能が強化されるとともに，イースター島などチリの主権が及ぶ諸島における漁業資源や海洋生態系をより効率的に保護することができるようになった。（了）